

鳥取県告示第751号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年1月30日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年12月11日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

- 1 申請のあった年月日
平成21年11月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人里山地域研究会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
山田 道治
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
東伯郡三朝町今泉224
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、社会全体に対して、自然環境の保全・活力ある地域づくり・福祉の向上、並びに外国との人・物・文化の交流を図る事業を行い、地域住民が支えあい、より豊かに暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。